



情報マネジメントシステム

IMS 認定シンボル使用規定

JIP-IMAC510-2.1

2008 年 11 月 12 日



財団法人 日本情報処理開発協会

〒105-0011 東京都港区芝公園3丁目5番8号

Tel.03-3432-9386 Fax.03-3432-6200

URL <http://www.isms.jipdec.jp/>

JIPDECの許可なく転載することを禁じます

改 版 履 歴

版数	制定／改訂日	改訂箇所（改訂理由）	備考
1.0	2002.4.1	初版	
2.0	2007.4.1	ISMS、ITSMS 認証機関及び要員認証機関向けの 共通化を図り、名称及び番号を変更。 ISO/IEC17011 への整合、表現の適正化。 審査登録機関⇒認証機関。事業者⇒組織 4.2 b) 但し以降を追加。 8.2 違反に対する処置方法明記	
2.1	2008.11.12	2.3 要員認証機関の認定シンボル表示を追加 4.1e) の変更	

目 次

1. 適用範囲
 - 1.1 本書の目的
 - 1.2 用語の説明
2. 認定シンボルのデザイン
 - 2.1 認定シンボルの基本構成
 - 2.2 認定シンボルの作図及び色の指定
 - 2.3 認定シンボルの具体的な表示例
 - 2.4 認定シンボルデータの提供
3. 認定シンボルの表示条件
 - 3.1 認定シンボルの構成条件
 - 3.2 認定シンボルの縮小または拡大
 - 3.3 認定シンボルを並べて表示する場合
4. 認定シンボルの使用条件
 - 4.1 基本条件
 - 4.2 認定された範囲の明確化
 - 4.3 適合性評価機関として使用可能な範囲
 - 4.4 組織として使用可能な範囲
5. 認定シンボル使用上の制限
 - 5.1 有効期限
 - 5.2 製品・場所に対する使用の禁止
6. 認定シンボルの使用中止
 - 6.1 適合性評価機関の認定範囲縮小時
 - 6.2 組織の認証範囲縮小時
 - 6.3 適合性評価機関の認定登録の一時停止、取り消し
 - 6.4 組織の認証の一時停止、取り消し
7. 認定シンボルを使用できなくなった場合の処置
 - 7.1 適合性評価機関の認定シンボルデータの処置
 - 7.2 組織の認定シンボルデータの処置
8. 違反に対する処置
 - 8.1 適合性評価機関が違反した場合
 - 8.2 組織が違反した場合

1. 適用範囲

1.1 本書の目的

本規定は、財団法人日本情報処理開発協会 情報マネジメント推進センター(以下、本協会という)の認定シンボル(以下、認定シンボルという)を、認定された適合性評価機関及び認証された組織が、認定基準及び関連する規格に基づいて使用する場合の表示条件及び適用条件について定めている。

備考1：本規定は適合性評価機関向けであり、組織に対しては、認証を授与する認証機関が、認定シンボルの使用に関する文書化した手順を作成するものとする。

備考2：要員認証機関に登録された審査員、及び承認された審査員研修機関は、認定シンボルを使用できない。

1.2 用語の説明

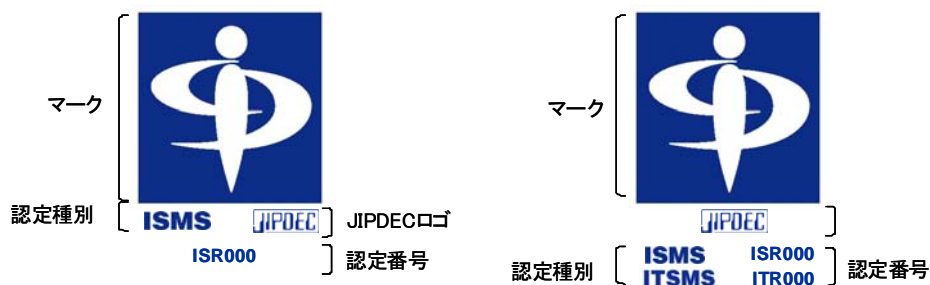
本規定では下記用語を使用する。

- 1) 適合性評価機関：認証機関及び要員認証機関の総称。いずれか一方を示す場合は、認証機関又は要員認証機関という。
- 2) 認定シンボル：認定機関が適合性評価機関を認定登録したことを示すために交付するシンボル。
備考：マークという用語は、認定シンボルの図形部分や、認証機関が組織を認証登録した場合に使用される場合がある。
- 3) 認証登録証：認証機関が組織に対して発行する適合性を証する証書。
- 4) 審査員登録証：要員認証機関が審査員に対して発行する適合性を証する証書。
- 5) 認定番号：本協会が適合性評価機関に付与する認定登録の番号。
- 6) 認定シンボル規定：JIP-IMAC500（IMS 認定シンボル規定）

2. 認定シンボルのデザイン

2.1 認定シンボルの基本構成

認定シンボルは、マーク、マネジメントシステム名、JIPDEC ロゴ及び認定番号により構成される。備考：下図は認定シンボルの構成例を示す。



2.2 認定シンボルの作図及び色の指定

認定シンボルの作図、色等は認定シンボル規定による。

備考：認定シンボルを印刷物に表示する場合の色は原則として下記指定色とする。

プロセスカラーの場合：(C100%+M70%)

特殊印刷色の場合：(DIC220) 1色

ホームページや電子情報に表示する場合の色指定は原則として下記とする。

WEB カラースライダーで指定の場合：(003399)

RGB カラーで指定の場合：(R=000, G=051, B=153)

2.3 認定シンボルの具体的な表示例



2.4 認定シンボルデータの提供

本協会は、認定された適合性評価機関に認定シンボル規定（清刷りを含む）及び認定シンボルの電子データを提供する。認定シンボルを使用可能な組織に対しては、認証機関経由でこれらのデータを提供出来る。

3. 認定シンボルの表示条件

3.1 認定シンボルの構成条件

適合性評価機関、組織が認定シンボルを表示する場合は、特に理由がある場合を除き、認定番号とともに表示しなければならない。

3.2 認定シンボルの縮小または拡大

認定シンボルを縮小または拡大して表示する場合は、寸法比を認定シンボル規定と同一としなければならない。

縮小する場合の最小サイズは、各部が明瞭に識別できる範囲としなければならない。

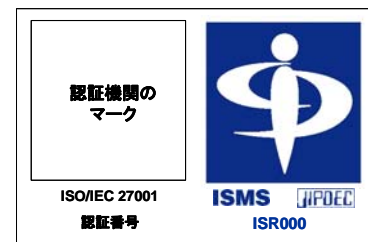
3.3 認定シンボルを並べて表示する場合

認証機関により登録を受けた組織が認定シンボルを表示する場合は、認証機関の認証のマークと共に表示しなければならない。認定シンボルのみを単独で表示することは出来ない。

この場合、認証機関の認証のマークと認定シンボルの関係が明確で、かつ両者が明確に識別できなければならない。

備考1：登録を受けた組織が認証機関の認証のマークを表示する場合、該認証機関が本協会より認定を受けていることを示す為に、認定シンボルを並べて表示することが望ましい。

備考2：認証のマークと認定シンボルを並べて表示する場合、両者が同一のマネジメントシステムに基づくものであることを示す為に、両者を枠で囲むことが望ましい。



認証のマークと認定シンボルを並べて表示する場合の例

4. 認定シンボルの使用条件

4.1 基本条件

- a) 適合性評価機関は、本協会より認定を受けていることを明示する為に、認定シンボルを使用することができる。
- b) 認証機関に認証された組織は、該機関が本協会に認定されたことを示すために、認定シンボルを該機関の認証のマークとともに使用することができる。認証機関は、この使用のための条件を文書化した手順を持ち、組織に提示しなければならない。この手順には、認定シンボルの誤った使用や誤解を招くような使用法の監視、防止や、違反に対する処置を含まなければならない。
- c) 認定された適合性評価機関及び認証された組織は、認定シンボルを本規定及び認定シンボル規定に従って使用しなければならない。
- d) 認定シンボルは、特記のない限り認定又は認証された範囲内で使用することができる。
- e) 認定シンボルは、本協会以外の認定機関の認定シンボルと併せて表示できる。

4.2 認定された範囲の明確化

- a) 認定された適合性評価機関及び認証された組織は、認定シンボルを、報告書、カタログ、説明書、宣伝・広告用資料、出版物、ホームページ等に使用できる。この場合、認定、認証された範囲を明記しなければならない。

- b) 認定シンボルを付した封筒などに入れる物は、認定、認証された範囲の文書、広告、パンフレット等とする。

4.3 適合性評価機関として使用可能な範囲

4.2 項記載による他、認証機関より組織に付与する認証登録証、要員認証機関より審査員に付与する審査員登録証及びこれに準ずる証書等に対して認定シンボルを使用することができる。

適合性評価機関が認定シンボルを名刺に使用できるのは、認定された範囲の業務に従事する要員が使用する場合のみとする。

4.4 組織として使用可能な範囲

認証機関は、認証した組織に対して、4.2 項記載による説明書等に認定シンボルを使用させることができる。

認証された組織が認定シンボルを名刺に使用できるのは、認証を受けた適用範囲の業務に従事する要員が使用する場合のみとする。

5. 認定シンボル使用上の制限

5.1 有効期限

認定シンボルは、適合性評価機関の有効期限内においてのみ使用できる。

5.2 製品・場所に対する使用の禁止

認定シンボルは製品や場所に表示してはならない。また、製品や場所に対して適合性を示すと誤解される様な方法で表示してはならない。

6. 認定シンボルの使用中止

6.1 適合性評価機関の認定範囲縮小時

適合性評価機関は、認定された範囲を縮小した場合、縮小した範囲に係る認定シンボルの使用を中止しなければならない。

更に、認定範囲縮小により認定シンボルを使用できなくなった対象者に対して、名刺での使用を含め認定シンボルの使用を中止させなければならない。

6.2 組織の認証範囲縮小時

認証機関は、組織が認証された範囲を縮小した場合、組織に対して 6.1 と同様の処置を講じなければならない。

6.3 適合性評価機関の認定登録の一時停止、取り消し

適合性評価機関は、認定の一時停止期間中、及び認定を取り消された場合、認定シンボ

ルの使用を中止し、認証した組織に対しても認定シンボルの使用を中止させなければならない。

6.4 組織の認証の一時停止、取り消し

認証機関は、組織の認証の一時停止期間中、及び組織が認証を取り消された場合、組織に対して認定シンボルの使用を中止させなければならない。

7. 認定シンボルを使用できなくなった場合の処置

7.1 適合性評価機関の認定シンボルデータの処置

適合性評価機関は、認定シンボルを使用できない状況になった場合、認定シンボルに関するデータを廃棄しなければならない。

7.2 組織の認定シンボルデータの処置

認証機関は、認証した組織が認定シンボルを使用できない状況になった場合、組織に対して認定シンボルに関するデータを廃棄させなければならない。

8. 違反に対する処置

8.1 適合性評価機関が違反した場合

適合性評価機関が本規定に違反した場合、本協会は是正要求、認定シンボルの使用中止、登録の一時停止又は取消し、違反の公表、又は必要に応じて法的処置や他の適切な処置を講じる。

8.2 組織が違反した場合

認証機関は、認証した組織が本規定に違反した場合には、当該組織に対して8.1項に準じた処置を講じなければならない。

違反した組織に対して処置を講じた認証機関は、その結果を記録し、本協会が必要に応じて利用できる様にしなければならない。